

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

○ 社員^(※)の会費に関する基準

この付表は、社員の会費に関する基準で判定が「いいえ」であっても提出が必要となります。

※ 社員とは、特定非営利活動促進法上の社員をいい、議決権、表決権を有する者となり、これらを有しない賛助会員等は含まれません。

○ イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に社員の会費の額については、一律○円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載してください。

○ ロ欄には、例えば、「社員名簿に○名登載」のように記載してください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	
①から控除する金額（①×②）	③	
差引金額（①－③）	④	

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

○ 「役員等」には、次の者が該当します。

イ 役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者

○ 上記イの特殊の関係のある者とは、次に掲げる関係をいいます。

ロ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ハ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

ニ ロ又はハに掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

○ 活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載してください。

※会費収入に期末の未収入会費額を計上している場合は、会費収入から控除します。